

1 雇用表の概要

(1) 雇用表の内容

雇用表は産業連関表の付帯表であり、産業連関表の対象となった1年間の生産活動のために各部門が投入した労働の量を、従業上の地位別に表示したものである。

雇用表により、就業構造を知ることができるほか、産業連関表と併せて利用することによって、各部門の最終需要の変化がもたらす雇用への波及分析等を行うことが可能となる。

(2) 雇用表の見方

ア 雇用表の表側は産業連関表の部門分類と一致しており、表頭は従業者の従業上の地位別内訳である。従業上の地位別従業者数の範囲は次のとおりである。

従業者数					
個人業主	家族 従業者	有給役員・雇用者			
		有給役員	常用雇用者	臨時・日雇	

個人業主 : 個人経営の事業所の事業主で、実際にその事業所を経営している者。

家族従業者 : 個人業主の家族で、賃金や給料を受けずに仕事に従事している者。

一般の従業員と同等の賃金や給料を受けている者は雇用者に分類する。

有給役員 : 常勤及び非常勤の法人団体の役員であって有給の者。

役員や理事であっても、職員を兼ねて一定の職務に就き、一般の職員と同じ給与規則に基づいて給与の支給を受けている者は、雇用者に分類する。

常用雇用者 : 1か月を超える期間を定めて雇用されている者、及び18日以上雇用されている月が2か月以上継続している者。この条件をみたま限り、見習、パートタイマー、臨時・日雇など名称がどのようなものであっても常用雇用者に分類される。休職者も含まれる。

臨時・日雇 : 1か月以内の期間を定めて雇用されている者及び日々雇い入れられている者のうち、1か月のうち18日以上雇用される月が継続しない者。

イ 雇用表の表側の部門は、事業所を単位とする分類ではなく、産業連関表の概念・定義に基づく生産活動単位（アクティビティ・ベース）による分類に対応している。

ウ 複数の部門に従事している者については、原則としてそれぞれの部門で1人として計上しているため、本書における部門別従業者数を他の統計調査と比較する場合は注意を要する。

エ 産業連関表で特殊な扱いをする部門である「住宅賃貸料（帰属家賃）」及び「事務用品」については、従業者がいないものとしている。

オ 表の中で参考として掲げてある「従業者1人当たり道内生産額」、「従業者1人当たり粗付加価値額」は次の式により求めた。

$$\text{従業者1人当たり道内生産額} = \frac{\text{道内生産額}}{\text{従業者総数}}$$

$$\text{従業者1人当たり粗付加価値額} = \frac{\text{粗付加価値額}}{\text{従業者総数}}$$

(3) 雇用表の使い方

雇用表から求められる就業係数や雇用係数を産業連関表と併せて用いることにより、労働力の誘発効果等を求めることができる。

ア 就業係数・雇用係数

就業（雇用）係数とは、各産業の従業者総数（雇用者）を対応する産業の生産額で除したものであり、1単位の生産を行うために投入される労働量を示すものである。

$$\text{就業係数} = \frac{\text{従業者総数}}{\text{道内生産額}}$$

$$\text{雇用係数} = \frac{\text{有給役員} + \text{常用雇用者} + \text{臨時・日雇}}{\text{道内生産額}}$$

これらの係数を利用することにより、ある産業の新たな生産によって増加する労働力への需要は、次式により求めることができる。

$$\text{労働力の需要増加} = \text{就業(雇用)係数} \times \text{生産額の増加分}$$

イ 利用上の注意

生産の増加は労働力の需要を増やすが、それが直ちに就業者（雇用者）の増加に結びつくとは限らない。現実には、企業は生産の増加に対し、まず所定労働時間の増加や生産性の向上等によって対処することが考えられるからである。労働力の需要増加を計測しようとする場合にはこうした点を考慮する必要がある。

2 雇用表の推計方法

(1) 平成23年北海道産業連関表－雇用表

1 個人ベース調査による推計

- ① 国勢調査から従業者数を推計する。
- ② 就業構造基本調査から副業割合を推計する。
- ③ ①で求めた従業者数を②で求めた副業割合で拡大する。

2 事業所ベース調査による推計

経済センサス－基礎調査及び経済センサス－活動調査の従業者数を用いる。

- 3 1で求めた個人ベースの従業者数と2の事業所ベースの従業者数を比較する。
- 4 製造業については、工業統計調査の従業者数を用いる。
- 5 4までの結果を産業連関表の分類に組み替える。
- 6 産業連関表の雇用者所得等と比較検討する。

※ 雇用表の推計に用いる基礎統計の調査時点は、いずれも平成 23 年中にないことから労働力調査等を用いて適宜補正を行っている。

(2) 平成 23 年北海道内地域間産業連関表－雇用表

国勢調査、事業所・企業統計調査、北海道農林水産統計年報等を用いて分割指標を作成し、平成 23 年雇用表の従業者数を 6 地域に分割した。